

町民プールの利用料金

区分	利用料金の基準額
小中学生	220円（アクアリーナ会員にあつては110円）
一般（60歳未満）	440円（アクアリーナ会員にあつては220円）
一般（60歳以上）	220円（アクアリーナ会員にあつては110円）

備考

- 1 「アクアリーナ会員」とは、七ヶ浜健康スポーツセンター条例（平成17年七ヶ浜町条例第13号）別表第1号の表に規定するアクアリーナ会員をいう。
- 2 利用料金の支払いには、七ヶ浜健康スポーツセンター条例別表第1号の表に規定するクーポンチケット（以下「クーポンチケット」という。）を使用できる。ただし、クーポンチケットの額面が利用料金を上回る場合の差額は返還しない。